

はじめに

日本では、少子高齢化と人口減少が進行する中、家族や地域社会のあり方も大きく変化しており、不安や負担感、孤立、経済的困窮などの問題を抱える方も少なくありません。少子高齢化がさらに進む将来に向けて今求められるのは、「生を得てから最期を迎えるまで、医療や介護が必要になる時も、誰もが安心して生活できる地域づくり」です。そのためには、これまで以上に医療福祉の機関が協力関係を深化させていくことが求められており、国、県の動きを受けながら、引き続き当管内でも様々な取り組みを支援しています。

とくに、滋賀県地域医療構想は医療法に基づく医療計画の一部として、地域の医療需要を推計して地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携の推進と地域包括ケアシステムの充実を図ることを目的として、平成 27 年度に策定しました。構想の推進にあたっては「湖北圏域・地域医療構想調整会議」により、医療関係機関・団体、介護関係機関、医療保険者、市など関係者とともに、地域医療構想の実現に向けた取組みを進めています。

地域の医療資源の構築にあたっては、医療法に基づく病床機能報告制度により各病院の今後の方向を踏まえ、超急性期や急性期医療のあり方だけでなく、回復期や慢性期の医療をはじめ在宅医療も含めて、この地域にとって最も望ましい医療提供体制とともに地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを確立していきます。

また、当圏域は、2025 年に達成すべき医療機能の再編、病床数の適正化を進めることを重点的に支援する全国 5 区域の一つに選定され、国の技術的な助言や財政支援を受けながら再編に向けた取組みを加速させていくこととしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、県民の生活や経済に大きな影響を及ぼしており、外出自粛、学校の臨時休業、イベントの中止や延期が行われてきました。今後も長期的な対応を余儀なくされ「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づいた感染防止対策の徹底が必要です。

当事務所としましては、昨年度と同様に、この感染症・食中毒等の健康危険事例発生や地域医療の再編の取組みなどへの対応など、地域の健康福祉や危機管理の拠点とし、地域住民および関係機関の期待に応えられるよう、一同尽力していく所存です。

本事業年報は、令和 2 年度の管内基本情報、湖北健康福祉事務所で実施した事業を取りまとめたものです。関係機関の皆様にご活用いただき、資料作成や事業に役立てていただければ幸甚です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業年報の発行が大幅に遅れたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

令和 4 年 11 月
湖北健康福祉事務所長
嶋村 清志